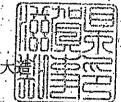
滋 水 第 166 号 令和4年(2022年)3月7日

滋賀県内水面漁場管理委員会長 様

按賀県知事 三日月 大造



遊漁規則の変更認可について (諮問)

標記の件について、下記の漁業協同組合から申請がありました。申請内容を審査したところ、遊漁規則の変更は妥当であると認められますので、認可するにあたり漁業法(昭和24年法律第267号)第170条第4項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

官

申請者:愛知川上流漁業協同組合(内共第8号第五種共同漁業権遊漁規則)

愛知川上流漁業協同組合の遊漁規則の変更認可について

1. あゆルアー釣りの禁止の明記について

(1)変更の内容

・遊漁規則第4条に定める漁具・漁法の制限を変更し、あゆを対象としたルアーを用いた 漁法を禁止する。

第4条 漁具・漁法の制限 (関係部分抜粋)

	新	旧		
漁具・漁法	規模	漁具・漁法	規模	
友釣・竿釣・引掛・穴	各1漁具	友釣・竿釣・引掛・	各1漁具	
釣・流し針	ただし、あゆを対象にしたルア	穴釣・流し針		
	<u>ーを用いた漁法は禁止とする。</u>			

(2)変更を必要とする理由

- ・これまで、「鮎ルアー釣り」については、監視上、渓流魚ルアー釣りとの区別がつきにくいこと、また遊漁者間のトラブルを招くことがある。
- ・これらを未然に防ぐという点から、これまでも禁止の取扱をしていたが、遊漁規則に明 文化されていなかったことから今回同時に改正する。

(3)変更の妥当性

・今回、組合では行使規則についても同様に明文化し、漁業者についてもルアーの使用を 禁止することから、遊漁を不当に制限するものではないと判断されるため、変更は妥当 である。

2. 鮎遊漁料金の改定について

(1)変更の内容

・鮎釣り年券料金を8,000円に改定することとし、規則第8条第1項に定める遊漁料の額を次のとおり改める。

第8条第1項 遊漁料の額 (関係部分抜粋)

新			旧						
魚	漁具・漁法	区域	日券	年券	魚	漁具・漁法	区域	日券	年券
種					種				
あ	友釣・毛針	漁業権漁	期間中	8,000	あ	友釣・毛針	漁業権漁	期間中	6,000
ゆ	釣・餌釣・	場区域内	2,000	<u>円</u>	ゆ	釣・餌釣・	場区域内	2,000	円
	引掛		円			引掛		円	

(2)変更を必要とする理由

- ・従来、鮎釣り年券料金は、6,000円としていたが、放流用鮎の値上がりや鮎遊漁者の 減少などから、鮎釣り事業については、収支がマイナスとなっている。
- ・この状況が続くと今後の組合経営にも影響が出ることが予想される為、資金の充実を 図り、経営の健全化をはかりたい。

(3)変更の妥当性

- 変更後の料金の妥当性を判断するため、別紙の計算式により、妥当な金額を算出し
- ・なお、年券の料金妥当性については、新料金にした場合の妥当な日券料金について別 紙の計算式により算出し、その料金が現行の日券料金を下回っているかで判断する。
- 計算した金額は下表のとおり。

魚種	計算した妥当な金額(日券)	現行日券額
あゆ	2,594円	2,000円

- ・その結果、最低日額が2,594円となり現行の日券料金を下回っているため、料金の変 更は妥当である。
- 3. 遊漁料の納付場所の追加にともなう改定について

(1)変更の内容

・遊漁承認券のオンラインシステムでの販売に合わせ、関係条項を次のとおり改める。

納付方法、承認証、遊漁に際し守るべき事項	(関係部分抜粋)		
新		旧	
(遊漁料の額および納付方法)	(遊漁料の額および納金	付方法)	
第8条 (略)	第8条 (略)		
2 遊漁料の納付は、愛知川上流漁業協同組合	2 遊漁料の納付は、	次の表に掲げる場	易所におい
事務所、組合が組合事務所前の掲示板に掲げる	てしなければならない。	。同表以外の当該	を遊漁をす
場所又は組合が指定するオンラインシステム	る場所において漁場監	視員に納付する場	場合は、第
(以下「オンラインシステム」という。) におい	1項に掲げる額に 2,000	0円を加算した額	[とする。
て納付する。ただし、当該遊漁をする場所にお	名称	住所	電話番号
いて漁場監視員に納付する場合は、第1項に掲	漁協事務所	東近江市政所	0748-29-
<u>げる額に 2,000 円を加算した額とする。</u>		町	0620
	肥夏屋	11 11	29-0009
(表削除)	端康宏	〃 蓼畑町	29-080
	広瀬屋	〃 紅葉尾町	29-0615
	池田養魚場	〃 紅葉尾町	29-0351
	道の駅奥永源寺渓流	〃 蓼畑町	29-0428
	の里		
	セブンイレブン東近	〃 青野町	27-0288
	江永源寺店		
	ローソンいなべ大安	いなべ市大安	0594-78-
	店	町	4333

(遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたと きは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁 者に交付するものとする。

2 オンラインシステムで交付する遊漁承認証 は、前項の規定にかかわらず、別記様式第3号 によるものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならな

(遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたとき は、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に 交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁する場合には、遊漁承 認証を携帯し、漁場監視員の要求があったとき は、これを提示しなければならない。なお、オ ンラインシステムで遊漁料を納付した場合は、 遊漁承認証を印刷し、携帯し、漁場監視員の要 求があったときは、これを提示しなければなら ない。ただし、印刷した遊漁承認証を、携帯で きない場合は、遊漁承認証を表示したオンライ ンシステムの画面又は写しを提示しなければな らない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な 距離を保ち、漁業者および他の遊漁者の迷惑と なる行為をしてはならない。

別紙様式3号(第9条関係)

愛知川上流漁業協同組合 愛知川上流漁協

年券/日券 魚種名

有効期間

0000年

〇〇月〇〇日

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁する場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者および他の遊漁者の迷惑となる 行為をしてはならない。

(2)変更を必要とする理由

- ・近年、社会の高度情報化が進み、遊漁券の販売についてもキャッシュレス化導入の必要性に迫られていることから、「つりチケ」と「フィッシュパス」の 2 種類のオンラインシステムでの販売を実施する。
- ・今後、オンラインシステムでの販売も含め、承認証販売場所を柔軟に定めたいため、当 該販売場所の一覧を組合事務所に掲示する方法に改めたい。

(3)変更の妥当性

・遊漁者の利便性向上のため、遊漁承認券のオンラインでの販売システム導入にかかる関係条項の整理であり妥当である。

〇漁業法(抜粋)

第 170 条

- 5 都道府県知事は、遊漁規則の内容が次の各号のいずれにも該当するときは、認可をしなければならない。
- ア 遊漁を不当に制限するものでないこと。
- イ 遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額 に比して妥当なものであること。

別紙 遊漁料金妥当性の試算

1. 増殖経費に対する遊漁者1人当たりの負担額を算出

遊漁者負担額(X)=(1-A/F)*{ C/a+D/(a+b)+E/(a+b/2) }

記号	
Α	增殖事業外収入
а	遊漁者数
b	漁業者数
С	遊漁者のみが負担する経費・・・・ 漁場監視費等
D	遊漁者と漁業者が同等に負担する経費・・・・ 諸経費(人件費、通信運搬費等)
Е	遊漁者と漁業者が利用度に応じて負担する経費 ・・・ 放流事業費等
F	增殖事業支出 ··· C+D+E

2. 遊漁者の負担額をもとに日券・年券の利用割合から、それぞれの妥当な遊漁料金を計算する

遊漁者から得る遊漁料収入

aX = R*a*G + Y*a*G*Q

最低日額

G = X / (R+Y*Q)

遊漁期間中の遊 漁者の 利用割合	R	日券の利用割合
	Υ	年券の利用割合
遊漁者数	а	
最低日額	G	計算上の最低日額(これを下回る金額であれば妥当と判断)
年券日券比	Ø	希望最低日券額に対する希望年券額の比
遊漁者負担額	Х	遊漁者1人当たりの負担額